

## 北海道石油コンビナート等防災計画の修正及び防災アセスメント調査の実施について

## 1 防災計画の修正

## (1) 要旨

災害対策基本法の一部改正（令和 3 年 5 月 10 日 施行）により、避難情報のあり方が包括的に見直され、避難勧告が廃止（避難指示に統一）されたことに伴い、防災計画の文言整理を図ると共に、防災計画第 1 編第 5 章 2 「各地区及び特定事業所の概況」の釧路地区に液化天然ガスの処理量等を追記する。

## (2) 新旧対照表

資料 5 - 1

## (3) 修正（案）

- ・ 第 1 編第 5 章 2 「各地区及び特定事業所の概況」 ○釧路地区 資料 5 - 2  
【内容】 液化天然ガスの処理量等を追記
- ・ 第 1 編第 6 章 2 「関係行政機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」 資料 5 - 3  
【内容】 「勧告」を削除  
「避難の指示、勧告及び指導」 ⇒ 「避難の指示及び指導」
- ・ 第 2 編第 2 章第 2 節 4 「災害広報」 資料 5 - 4  
【内容】 「勧告」を削除  
「避難の勧告（指示）」 ⇒ 「避難の指示」
- ・ 第 2 編第 2 章第 5 節 2 「津波及び高潮」 資料 5 - 5  
【内容】 「勧告」を削除  
「避難指示 及び勧告」 ⇒ 「避難指示」  
【内容】 「避難勧告」を「避難指示」に訂正  
「避難勧告」 ⇒ 「避難指示」
- ・ 第 2 編第 4 章第 6 節 1 「特定事業所における応急対策」 資料 5 - 6  
【内容】 「勧告」を「指示」に訂正  
「避難勧告」 ⇒ 「避難指示」

## 2 防災アセスメント調査の実施について

資料 5 - 7

## 要旨

北海道石油コンビナート等防災計画については、石油コンビナート等災害防止法第 31 条第 1 項の規定に基づき定められている。津波の被害想定に用いられる津波浸水想定が、北海道日本海沿岸については平成 29 年 2 月に、北海道太平洋沿岸については令和 3 年 7 月に設定されたことから、防災計画の災害想定見直しの検討が必要であるため、令和 4 年度に津波による被害を対象とした北海道石油コンビナート等防災アセスメント調査を実施する。

北海道石油コンビナート等防災計画修正（案）新旧対照表

| 現行計画   | 修正案   | 解説  |
|--|---|---|
| <p>北海道石油コンビナート等防災計画<br/>目次（略）<br/>防災計画編<br/>第1編 総則<br/>第1章～第4章（略）</p> <p><b>第5章 特別防災区域の概況</b></p> <p>1（略）</p> <p><b>2 各地区及び特定事業所の概況</b><br/>○ 釧路地区<br/>(1)～(5)（略）<br/>(6) 特定事業所<br/>特定事業所は、総数3事業所(第1種3事業所)で、石油等の貯蔵基地的性格を有しており、石油等の貯蔵取扱数量は概ね26万klとなっている。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><b>第6章 防災に関する組織及び関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>1（略）</p> <p><b>2 関係行政機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b><br/>(1)～(11)（略）<br/>(12) 関係市町<br/>ア（略）<br/>イ 避難の指示、<u>勧告</u>及び指導、被災者の救出、救護及び警戒区域の設定、被害拡大の防止<br/>ウ～カ（略）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> | <p>北海道石油コンビナート等防災計画<br/>目次（略）<br/>防災計画編<br/>第1編 総則<br/>第1章～第4章（略）</p> <p><b>第5章 特別防災区域の概況</b></p> <p>1（略）</p> <p><b>2 各地区及び特定事業所の概況</b><br/>○ 釧路地区<br/>(1)～(5)（略）<br/>(6) 特定事業所<br/>特定事業所は、総数3事業所(第1種3事業所)で、石油等の貯蔵基地的性格を有しており、石油等の貯蔵取扱数量は概ね26万kl、<u>液化天然ガスの処理量等は概ね39万Nm<sup>3</sup></u>となっている。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><b>第6章 防災に関する組織及び関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>1（略）</p> <p><b>2 関係行政機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b><br/>(1)～(11)（略）<br/>(12) 関係市町<br/>ア（略）<br/>イ 避難の指示及び指導、被災者の救出、救護及び警戒区域の設定、被害拡大の防止<br/>ウ～カ（略）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> | <p></p> <p style="color: red;">液化天然ガスの処理量を追記</p> <p style="color: red;">「勧告」を削除</p> |

北海道石油コンビナート等防災計画修正（案）新旧対照表

| 現行計画  | 修正案   | 解説  |
|---|---|---|
| <p>第2編 災害対策<br/>第1章 (略)</p> <p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p>第1節 (略)</p> <p><b>第2節 災害情報の収集・伝達・広報計画</b><br/>1～3 (略)</p> <p><b>4 災害広報</b><br/>(略)</p> <p><b>(1) 広報の内容</b><br/>災害広報の内容は、災害の状況、避難の<b>勧告(指示)</b>や交通規制の状況、住民の取るべき措置、災害応急対策の実施状況、今後予想される災害の態様及びその他必要な事項とする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第5節 自然災害に対する応急措置計画</b><br/>1 (略)</p> <p><b>2 津波及び高潮</b><br/>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><b>(3) 関係市町</b><br/>ア 広報車等により沿岸住民に対して<b>避難指示及び勧告</b>をすること。<br/>イ (略)</p> <p><b>(4) 海上保安部・署</b><br/>ア (略)<br/>イ 必要に応じ巡視船艇及び航空機を出動させ付近海域の警戒を実施するとともに、船舶に対して<b>避難勧告</b>をすること。<br/>(略)</p> <p><b>第3章 (略)</b></p> | <p>第2編 災害対策<br/>第1章 (略)</p> <p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p>第1節 (略)</p> <p><b>第2節 災害情報の収集・伝達・広報計画</b><br/>1～3 (略)</p> <p><b>4 災害広報</b><br/>(略)</p> <p><b>(1) 広報の内容</b><br/>災害広報の内容は、災害の状況、避難の<b>指示</b>や交通規制の状況、住民の取るべき措置、災害応急対策の実施状況、今後予想される災害の態様及びその他必要な事項とする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第5節 自然災害に対する応急措置計画</b><br/>1 (略)</p> <p><b>2 津波及び高潮</b><br/>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><b>(3) 関係市町</b><br/>ア 広報車等により沿岸住民に対して<b>避難指示</b>をすること。<br/>イ (略)</p> <p><b>(4) 海上保安部・署</b><br/>ア (略)<br/>イ 必要に応じ巡視船艇及び航空機を出動させ付近海域の警戒を実施するとともに、船舶に対して<b>避難指示</b>をすること。<br/>(略)</p> <p><b>第3章 (略)</b></p> | <p></p> <p>「勧告」を削除</p> <p></p> <p>「及び勧告」を削除</p> <p></p> <p>「勧告」を「指示」に修正</p> |

北海道石油コンビナート等防災計画修正（案）新旧対照表

| 現行計画   | 修正案  | 解説                  |
|--|--|---------------------|
| <p><b>第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</b></p> <p>第1節～第5節（略）</p> <p><b>第6節 津波に対する応急対策</b></p> <p>1 特定事業所における応急対策</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 津波警報や津波に係る避難<b>勧告</b>が発令されるなど、避難が必要なときは、従業員及び事業所で従事する作業員等に速やかに避難する旨、あらかじめ定められた避難場所の位置及び避難経路を知らせるものとする。</p> <p>—以下省略—</p> | <p><b>第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</b></p> <p>第1節～第5節（略）</p> <p><b>第6節 津波に対する応急対策</b></p> <p>1 特定事業所における応急対策</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 津波警報や津波に係る避難<b>指示</b>が発令されるなど、避難が必要なときは、従業員及び事業所で従事する作業員等に速やかに避難する旨、あらかじめ定められた避難場所の位置及び避難経路を知らせるものとする。</p> <p>—以下省略—</p> | <p>「勧告」を「指示」に修正</p> |

## 2 各地区及び特定事業所の概況

### ○ 釧路地区

#### (1) 地 勢

南は太平洋に面し、後背に根釧原野を抱える釧路川河口部に位置する東北海道  
道の拠点であり、コンビナート地区は釧路市街地の臨海部に位置している。

#### (2) 気 象（平年値（昭和56年～平成22年））

年平均気温は6.2℃、日最高気温の月平均値は8月が最も高く21.2℃（極値  
32.4℃）、日最低気温の月平均値は1月が最も低く-10.4℃（極値-28.3℃）で  
ある。年平均風速は4.9m/s、年降水量は1,042.9mmである。

#### (3) 産業経済

水産、石炭、紙パルプ及び観光を基幹産業として着実に発展してきた。

200海里問題や石炭政策の変更等による産業経済への影響が懸念されるが、  
漁獲高の安定した推移や工業出荷額の着実な伸びなどに支えられ、道東の拠点  
都市となっている。

#### (4) 港湾及び船舶出入数（数値は平成29年～令和元年の3年間平均である。）

昭和26年に重要港湾の指定を受けている。

昭和44年から西港区の建設に着手し、平成21年に西港区第3埠頭に国際コ  
ンテナターミナルを開設し、ガントリークレーンを設置した。

入港船舶は、総数で約9,900隻、輸移出入貨物の総量は約1,530万トンとな  
っている。

#### (5) 道路、鉄道及び陸上輸送

西港区域付近をJR根室本線が東西に走り、道路は、道道釧路西港線で国道  
38号線に結ばれ、さらに国道44号線と国道240号線が接続し国道や道道等の  
幹線道路が放射状に広がっている。

また、北海道横断自動車道、釧路外環状道路や地域高規格道路の整備など、  
交通アクセスの充実が着実に進んでいる。

#### (6) 特定事業所

特定事業所は、総数4事業所（第1種3事業所、第2種1事業所）で、石油等の  
貯蔵基地的性格を有しており、石油等の貯蔵取扱数量は概ね27万kl、液化天然  
ガスの処理量等は概ね39万Nm<sup>3</sup>となっている。

**(8) 東京航空局新千歳空港事務所**

- ア 航空機事故による特別防災区域災害の防止
- イ 特別防災区域飛行の規制
- ウ 各空港との連絡調整

**(9) 札幌管区気象台**

- ア 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表
- イ 特別警報、警報、予報等の発表・解説
- ウ 防災訓練への助言、防災知識の啓発普及

**(10) 北海道警察本部**

- ア 情報の収集、伝達並びに災害原因及び被害状況等の調査
- イ 避難の指示及び誘導、被災者の救出、救護
- ウ 交通規制
- エ 警戒区域の設置及び被災地の警戒警備

**(11) 北海道**

- ア 防災本部の運営（事務局）
- イ 災害情報の収集、伝達、広報、災害原因及び被害状況等の調査及び関係機関相互の連絡調整
- ウ 危険物、高圧ガス施設の保安確保に必要な指導助言等の実施及び防災資機材の整備
- エ 救援物資の供給、調達
- オ 自衛隊災害派遣の要請
- カ 所轄する道路等の維持管理及び災害対策

**(12) 関係市町**

- ア 情報の収集、伝達並びに災害原因及び被害状況等の調査
- イ 避難の指示及び指導、被災者の救出、救護及び警戒区域の設定、被害拡大の防止
- ウ 自衛、共同防災組織の指導、育成及び防災教育、訓練の実施並びに防災資機材の備蓄、整備
- エ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言等の実施
- オ 消火活動等の災害防御活動
- カ 所轄する道路等の維持管理及び災害対策

**(13) 港湾管理者**

- ア 港湾区域及び港湾施設の維持、運営
- イ 港湾関連企業等との連絡調整
- ウ 防災資機材の備蓄、整備

## 4 災害広報

特定事業所及び防災関係機関は、正確な情報を迅速に提供することにより、災害時における社会的混乱の防止、住民の安全確保及び不安解消のため広報活動を実施するものとする。

### (1) 広報の内容

災害広報の内容は、災害の状況、**避難の指示**や交通規制の状況、住民の取るべき措置、災害応急対策の実施状況、今後予想される災害の態様及びその他必要な事項とする。

#### ア 特定事業者

- (ア) 事故が発生した場合には、住民に対し、その原因と今後の対策等を積極的に広報する。
- (イ) 災害発生時に、災害の発生場所や災害の経過、避難の必要性や方法等の情報を住民に的確に知らせるための方策についても事前に協議するよう努める。
- (ウ) 防災訓練を実施するときには住民に参加・見学を呼びかけるなど、平時から住民とのコミュニケーションを深めるよう努める。

#### イ 防災本部

防災本部及び現地本部が設置されている場合の当該現地本部は、災害の状況等を取りまとめて報道機関への発表を行うものとする。各特定事業所及び関係機関の個別広報活動を妨げるものではないが、広報を実施する場合は各機関の連絡調整に留意するものとする。

広報時間は防災本部にあつては道政記者クラブ、現地本部にあつては地元記者クラブと協議して定めるが、発表は同時に公平に行うよう留意する。

### (2) 広報の方法

多様な広報手段（ラジオ、テレビ、新聞、広報車両、インターネット、エリアメール、自治会役員や消防団員等による戸別訪問等）を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとする。

## 2 津波及び高潮

津波及び高潮に係る特別警報又は警報が発表された場合は、人命尊重を最優先とし、次の措置をとるものとする。

なお、津波は、長時間にわたり繰り返し襲来することも考えられるので注意が必要である。

### (1) 特定事業所、自衛・共同防災組織

ア 海上入出荷作業を中止すること。

イ 荷役中の船舶は荷役作業を中止するとともに、直ちに離岸し港外へ避難すること。

ウ 自衛防災組織及び共同防災組織は、必要に応じて浮遊するおそれのある物件を固定又は除去するとともに、給排水口の閉鎖等の措置をとること。

エ 津波災害に対する初期防御措置は、「措置開始時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻」から、「退避時間」（退避に要する時間）及び「安全時間」（安全・確実に退避を完了するよう余裕を見込んだ時間）を差し引いた時間が活動可能時間となり、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避すること。

オ 平時から、従業員及び作業員等の避難を実施する体制を確立するため、退避命令を確実に伝達する手段、緊急退避場所、退避経路等について確認しておくこと。

### (2) 消防機関

ア 津波及び高潮に関する情報を収集し、区域協議会に（区域協議会は特定事業所に）連絡すること。

イ 特定事業所等のとるべき措置について指導すること。

ウ 沿岸住民及び特定事業所等に対して、広報車等により避難等について広報すること。

### (3) 関係市町

ア 広報車等により沿岸住民に対して**避難指示**をすること。

イ 避難誘導及び避難所開設の措置を講ずる。

### (4) 海上保安部・署

ア 船舶等に対し警報を伝達すること。

イ 必要に応じ巡視船艇及び航空機を出動させ付近海域の警戒を実施するとともに、船舶に対して**避難指示**をすること。



## 第 6 節 津波に対する応急対策

### 1 特定事業所における応急対策

- (1) 津波情報（地震規模、津波の高さ、予想到達時刻等）の収集
- (2) 特定事業者は、あらかじめ津波からの避難場所を定め、その位置及び避難経路を示す図面等を作成し、全従業員及び事業所で従事する関係作業員等に周知するものとする。
- (3) 津波警報や津波に係る**避難指示**が発令されるなど、避難が必要なときは、従業員及び事業所で従事する作業員等に速やかに避難する旨、あらかじめ定められた避難場所の位置及び避難経路を知らせるものとする。
- (4) 浸水域へ設置されている装置の停止
- (5) 着積中の船舶への津波情報の提供
- (6) その他前節地震発生時の応急対策等によるもののほか、津波防災上必要な措置

### 2 特別防災区域協議会における応急対策

津波が到達するまでは、各事業所間の連携を図りながら津波情報の収集・伝達に努め、共同防災組織、自衛防災組織の効率的運用により被害の拡大防止を図る。

### 3 消防機関における応急対策

#### (1) 応急措置

関係消防機関は、第 2 編（災害対策）－第 2 章（災害応急対策計画）－第 5 節（自然災害に対する応急措置計画）定めるところのほか、地震情報の発表に対応して、あらかじめ定めてあるそれぞれの消防計画等に基づき、警戒体制を確立し、応急措置を迅速かつ的確に実施することにより、地震時の災害の防止と災害発生時の初期対応に万全を期することとする。

#### (2) 相互応援協力体制

大規模な津波が発生し、被災地域の消防機関単独では十分な災害応急対策が実施できない場合は、第 2 編（災害対策）－第 2 章（災害応急対策計画）－第 8 節（相互応援協力計画）に基づき応援を要請する。

### 4 第一管区海上保安本部（保安部・署）における応急対策

第 2 編（災害対策）－第 2 章（災害応急対策計画）－第 4 節（災害に対する応急措置計画）に基づき応急対策を講ずる。

## 北海道石油コンビナート等防災アセスメント調査について

## 1 趣旨

北海道石油コンビナート等防災計画における津波による災害想定に関し、今般、新たな津波浸水想定が設定されたことから、石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき、防災計画修正の基礎資料とするため、防災アセスメント調査を実施する。

## 2 調査項目

津波による被害を対象とした評価

- ① 想定する災害シナリオ
- ② 津波浸水区域にある事業所における浸水深等の調査
- ③ 浸水深に応じた石油タンクの浮き上がりや滑動の可能性の評価
- ④ 評価結果に基づく石油類流出の可能性、流出量の検討
- ⑤ 危険物タンクの災害想定
- ⑥ 可燃性ガスタンクの災害想定

## 3 道の動き（予定）

| 時 期             | 内 容   |
|-----------------|---|
| H29年2月          | 北海道日本海沿岸の津波浸水想定を設定                          |
| R3年7月           | 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定を設定                          |
| R4年4月～<br>R5年3月 | 上記の津波浸水想定を基に、防災計画修正の基礎資料とするため、防災アセスメント調査を実施 |

## 4 今後のスケジュール

| R4年度                          | R5年度           |
|-------------------------------|----------------|
| ① R4年4月～<br>防災アセスメント調査委託契約締結  | ① 新たな災害想定を作成   |
| ② R4年5月～<br>基礎データ収集・整理、災害想定調査 | ② 道防災計画の修正     |
| ③ R5年3月～<br>調査報告書作成           | ③ 防災本部による決定    |
|                               | ④ 各地区の災害対策要綱改正 |
|                               | ⑤ 各地区の連絡会の開催   |

## 5 法的根拠：石油コンビナート等災害防止法（抜粋）

| 第27条第1項   | 第27条第3項   | 第31条第1項  |
|---|---|--|
| 特別防災区域が所在する都道府県に、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という）を置く。 | 防災本部は、当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域に係る防災に関し、次の事務をつかさどる。<br>(1) 石油コンビナート等防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。<br>(2) 防災に関する調査研究を推進すること。 | 防災本部及びその協議会は、当該都道府県の区域内にその全部の区域が含まれる特別防災区域に係る石油コンビナート等防災計画を作成し、及び毎年これに検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。 |